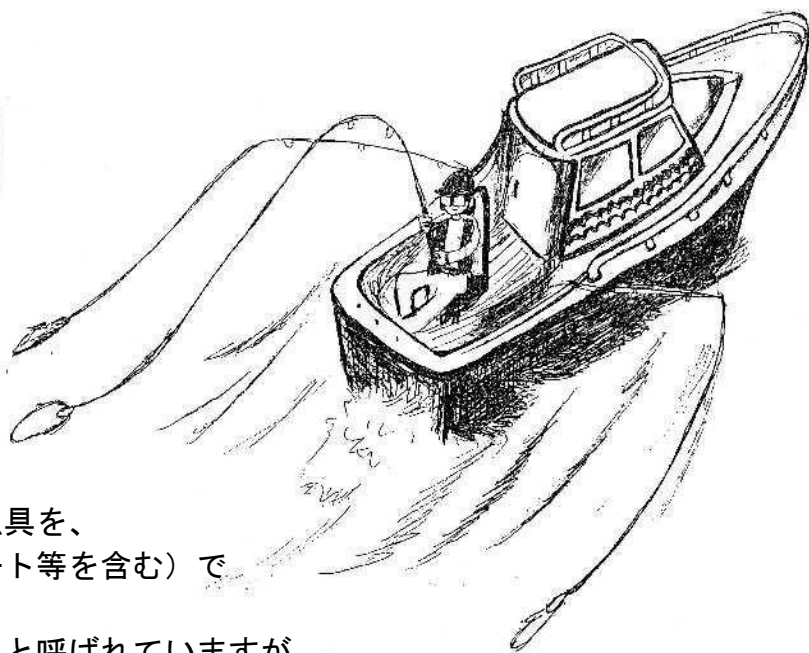


遊漁者による トローリングは禁止です!!



トローリングとは

釣り糸及び釣り針を有する漁具を、船舶（ヨット、モーターボート等を含む）でひきまわして行う漁法です。漁業者の間では「曳縄釣り」と呼ばれていますが、一般の釣り人には「トローリング」と呼ばれています。

神奈川県海面では、神奈川県漁業調整規則第41条により、遊漁者等による漁具又は漁法が制限されており、**漁業者以外は曳縄釣り、いわゆるトローリングを行うことはできません。**海面利用についてのルールを守り、秩序ある海洋レジャーを楽しんで下さい。

なお、御不明な点については、神奈川県水産課ホームページを御参照いただくか、同課までお問い合わせください。



【神奈川県水産課ホームページ】

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f790/p8874.html>

【問い合わせ先】神奈川県環境農政局農水産部水産課
漁業調整・資源管理グループ

045-210-4549